

『障害等のある方の 受験上の配慮案内書』

受験上の配慮に関する相談を受け付けています。
ご不明な点等があれば、下記問い合わせ先まで
お問い合わせください。

注意 配慮申請書類の提出だけでは、受験の申し込みにはなりません。
受験申込書類は必ず受験申込受付期間内に提出してください。

受験上の配慮申請をしない方、または誤って取り寄せた方へ
受験申込受付期間内に同封のはがき、FAXまたは電話で、
配慮申請をしないことを必ずご連絡ください。

【問い合わせ先】

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 配慮係

電話：03-3486-7521

平日午前9時30分から午後5時まで

FAX：03-3486-7527

ホームページ：<https://www.sssc.or.jp/>

※番号をよくお確かめのうえ、かけ間違いのないようお願いいたします。

下記書類が全て同封されているか、ご確認ください。

1 配慮申請をする方

同 封 書 類	
① 障害等のある方の受験上の配慮申請書	2 枚
② 診断・意見書（視覚障害関係）	2 枚
③ 診断・意見書（聴覚障害関係）	1 枚
④ 診断・意見書（肢体不自由関係）	1 枚
⑤ 診断・意見書（精神障害、精神疾患等、その他の病弱等）…	1 枚
⑥ オレンジ封筒（配慮申請書類提出用）	1 枚

2 配慮申請をしない方

配慮申請の取り下げ用	
⑦ はがき（配慮申請をしない方用）	1 枚

重要

受験上の配慮申請をしない方、誤って配慮案内書を取り寄せた方は、同封のはがきを郵送、下記に記載の連絡先へ電話、FAXの送信のいずれかで取り下げをご連絡ください。

【連絡先】

電 話：03-3486-7521

FAX：03-3486-7527

目 次

1 配慮申請の方法

- (1) 受験申し込み・配慮申請から試験日までの流れ … 1
- (2) 配慮申請書類の提出について …………… 2
- (3) 「受験上の配慮事項の決定通知」について ……… 2

2 配慮の内容

- (1) 視覚障害 …………… 3
- (2) 聴覚障害 …………… 5
- (3) 肢体不自由 …………… 6
- (4) 精神障害、精神疾患等 …………… 7
- (5) その他の病弱等、妊娠 …………… 8
- (6) 障害等の重複 …………… 8

3 配慮申請に必要な書類

- (1) 視覚障害 …………… 10
- (2) 聴覚障害 …………… 10
- (3) 肢体不自由 …………… 11
- (4) 精神障害、精神疾患等 …………… 11
- (5) その他の病弱等、妊娠 …………… 12
- (6) 障害等の重複 …………… 12

4 配慮申請書の記載例

- (1)～(4) ①配慮申請書 …………… 13

5 解答用紙のサンプル

- (1) 文字解答用紙(A 4 判横)のサンプル …………… 21
- (2) チェック解答用紙(A 4 判縦)のサンプル ……… 21
- (3) 一般解答用紙(マークシート)(A 4 判縦)のサンプル… 21

1 配慮申請の方法

(1) 受験申し込み・配慮申請から試験日までの流れ

受験申込書類 及び 配慮申請書類の提出(簡易書留)

重要 受験申込書類とは別に、配慮申請書類を受験申し込みの受付期間内に提出する必要があります。

【8～9月上旬】介護福祉士

【9～10月上旬】社会福祉士、精神保健福祉士

日程の詳細は、各試験の「受験の手引」参照



【10月】 配慮申請書類の確認・調整

(記入漏れ、不明事項の聞き取り、不足書類の提出確認等の審査前調整)

重要 配慮申請書類に不備があった場合は、試験センターより照会し、不備を補正していただきます。補正されない場合は、受験上の配慮申請を受理できません。



【10月下旬】 配慮申請書類の審査



受験上の配慮事項の決定

※障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定



【12月中旬】 「受験上の配慮事項の決定通知」の発送

(受験票等と一緒に郵送)



試 験 日

【1月下旬】介護福祉士国家試験

【2月上旬】社会福祉士・精神保健福祉士国家試験

(2) 配慮申請書類の提出について

受験上の配慮申請に必要な書類は、同封の「⑥オレンジ封筒」を使用して、**受験申込書類とは別に、受験申し込みの受付期間内に郵便局の窓口から簡易書留により郵送してください。**

受験申込書類は、「受験の手引」に同封してある封筒を使用し郵送してください。**配慮申請書類の提出だけでは、受験の申し込みにはなりません。**

※ 「①障害等のある方の受験上の配慮申請書（以下、「①配慮申請書」）」は、必ずコピーを取り、原本をご提出ください。コピーは試験が終わるまで大切に保管しておいてください。なお、受験上の配慮申請のために提出された書類は一切返却できません。

(3) 「受験上の配慮事項の決定通知（以下、「決定通知書」）」について

決定された受験上の配慮事項は、「決定通知書」により通知します。

「決定通知書」は、受験票等と一緒に郵送します。必ず確認してください。

この「決定通知書」は受験票と一緒に試験当日、試験会場に必ず持参してください。

※ 受験上の配慮事項は、全ての受験者の公平性の観点から障害者福祉に関係のある医師等により構成される委員会の審査を経て決定しますので、希望どおりとならない場合があります。

※ 1月になっても「決定通知書」等が届かない場合や、不明な点がある場合は、表紙に記載の【問い合わせ先】までお問い合わせください。なお、審査事項及び決定理由は公表いたしません。

2 配慮の内容

- 提出された配慮申請書類の内容を審査のうえ、次の（１）～（６）の表内に掲げる受験上の配慮を行います。
- 記載がない配慮事項を希望する場合は、「①配慮申請書」４ページの「◆その他の確認及び希望事項等」（２）欄に記入してください。ただし、希望どおりとならない場合があります。
- 試験会場・階数・試験室の指定はできません。また、自宅最寄りの試験会場の指定はできません。

(1) 視覚障害					
受験上の配慮の対象	審査のうえ、認められる受験上の配慮事項				
	試験室	試験問題	解答方法	試験時間	左記以外の事項
①全盲 ②点字による解答を希望	別室	点字問題 音声問題（CDの配付）（注２）	点字による解答（注４） 代筆による解答（注５）	1.5 倍	◆試験室内の試験監督員による援助（注７） ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法（注８） 〔・自家用車で来場 ・タクシーで来場〕 ◆補助犬の同伴 ◆その他
①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難 ②視力以外の視機能障害（注１）が高度であり、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難	別室	拡大文字問題（A 3判縦）（注３） 音声問題（CDの配付）（注２） 一般問題（一般受験者と同じ）	文字記入式による解答（A 4判横）（注６） マーク式による解答（一般受験者と同じ）	1.3 倍	◆試験室内の試験監督員による援助（注７） ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法（注８） 〔・自家用車で来場 ・タクシーで来場〕 ◆照明器具（卓上型）を試験センターで用意 ◆窓側の明るい座席を指定（注９） ◆直射日光が当たらない座席を指定 ◆拡大鏡の持参使用 ◆拡大読書器の持参使用 ◆補助犬の同伴 ◆その他
上記以外の視覚障害	別室	拡大文字問題（A 3判縦）（注３） 音声問題（CDの配付）（注２） 一般問題（一般受験者と同じ）	文字記入式による解答（A 4判横）（注６） マーク式による解答（一般受験者と同じ）	1.0 倍（一般受験者と同じ）	◆補助犬の同伴 ◆その他

- (注 1) 視野狭窄のような視野障害、明るいところがまぶしく感じたり、暗いところが見えにくい明暗順応の障害、眼球が自分の意思とは関係なく動いたり揺れたりする眼球振盪（眼振）などが該当します。
- (注 2) 「音声問題」とは、試験問題を読み上げた音声を CD に録音したものです。CD は、「音楽 CD 再生機用」または「視覚障害者用 CD 再生機用」のいずれかを選択できます。この場合、受験者は再生機及びイヤホン等の持ち込みが必要です。これらの機器は、受験者が自ら操作するものですので、不具合の有無を事前に確認のうえ、受験者の責任においてご使用ください（必要に応じて、試験開始前に音量等の確認をさせていただく場合があります）。
- なお、使用が認められる視覚障害者用 CD 再生機の機種は次のとおりです。
[PTN 1, PTN 2, PTN 3, PTR 1, PTR 2, PTR 3, PTP 1（全てシナノケンシ製プレクストーク）]
- 上記の機種以外は使用が認められません。内蔵メモリに録音等が可能な機種においては、事前に録音データを消去したうえで持参してください。SD カード、USB メモリ等の外部メモリは使用できません。
- なお、オンラインサービスの利用が可能な機種においては、試験時間中のオンラインサービスは利用できません。
- また、メモリ機能付きやインターネット接続ができる音楽 CD 再生機についても、事前に録音データを消去し、インターネット環境を遮断したうえで持参してください。
- この受験条件に違反した場合は、当該試験を無効とすることがあります。
- (注 3) 「拡大文字問題」とは、一般問題用紙の大きさ A 4 判縦を A 3 判縦とし、文字を明朝体約 11.5 ポイントからゴシック体約 18 ポイントに拡大した問題冊子です。拡大文字問題は、拡大鏡等と併用もできます。
- (注 4) 「点字による解答」とは、「つぶしタイプ」または「白紙タイプ」のいずれかを選択し、解答する方法です。
- つぶしタイプ……点字解答用紙の解答欄に点字で示された数字を、点筆か爪でつぶすことにより解答する方法です。なお、受験者は、解答の訂正用として点字器または点字タイプライターを持参してください。
 - 白紙タイプ……白紙の点字解答用紙に、問題番号と解答を点字で書くことにより解答する方法です。受験者は、解答用として点字器または点字タイプライターを持参してください。
- (注 5) 「代筆による解答」とは、受験者が問題番号と解答を口答で伝え、試験監督員が解答用紙に記入する方法です。解答内容等を記録するために、全ての試験時間において録音を行います。「代筆による解答」を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に希望する旨を記入してください。
- (注 6) 「文字記入式による解答」とは、A 4 判横の文字解答用紙の解答欄に数字を記入することにより解答する方法です (21 ページ参照)。B 4 版横へ拡大を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に希望する旨を記入してください。
- (注 7) 「試験室内の試験監督員による援助」とは、試験時間中、試験室内において、試験監督員が「代筆」「ページめくり」「消しゴム使用時の援助」等を行うことを想定しています。なお、食事や排泄等の介助は行えませんので、あらかじめご了承ください。
- 「試験室内の試験監督員による援助」を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に、「代筆」「ページめくり」「消しゴム使用時の援助」や、その他希望する援助内容を具体的に記入してください。
- (注 8) 「自家用車で来場」または「タクシーで来場」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として乗用車等で来場することが認められるものです。駐車場は試験センターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から建物入口まで距離がある場合や、有料となることがあります。この場合の駐車料金は受験者の自己負担となります。
- (注 9) 「窓側の明るい座席を指定」を希望された場合、試験会場によっては、窓がないなど窓側の座席を確保できないことがあります。その場合は、照明器具（卓上型）の設置に代えさせていただきます。

(2) 聴覚障害					
受験上の配慮の対象	審査のうえ、認められる受験上の配慮事項				
	試験室	試験問題	解答方法	試験時間	左記以外の事項
聴覚に障害がある (注 1)	別室	一般問題 (一般受験者と同じ)	マーク式による解答 (一般受験者と同じ)	1.0 倍 (一般受験者と同じ)	◆手話通訳者の配置 (注 2) ◆発言事項の文書による伝達 (注 3) ◆座席を前方に指定 ◆補聴器または人工内耳の装用 (注 4) ◆補助犬の同伴 ◆その他

(注 1) 聴覚に障害がある方は、コミュニケーション手段、特に意思の伝達方法（発話・筆談・手話等）を「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(1) 欄に記入してください。

(注 2) 「手話通訳者の配置」とは、試験室内に試験監督員の発言を手話通訳する手話通訳士等を配置することです。手話通訳者は、試験センターが手配します。

(注 3) 「発言事項の文書による伝達」とは、試験室において試験監督員の発言事項を記載した文書を示すことです。

(注 4) 「通信機能のある補聴器」を持参使用する場合は、必ず通信機能を切って使用してください。

(3) 肢体不自由					
受験上の配慮の対象	審査のうえ、認められる受験上の配慮事項				
	試験室	試験問題	解答方法	試験時間	左記以外の事項
体幹の機能障害により座位を保つことが困難	別室	一般問題 (一般受験者と同じ)	チェック式による解答 (A 4 判縦) (注 1)	1.3 倍	◆試験室内の試験監督員による援助 (注 3) ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 (注 4) ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆車いすを使用して来場 ・一般いすに移乗して受験 (注 5) ・車いすのまま受験 (注 6) ◆試験室を 1 階またはエレベーターのある棟に設定 ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆補助犬の同伴 ◆その他
上肢の機能障害により筆記が困難			代筆による解答 (注 2)		
体幹または上肢の機能障害により筆記による解答が不可能					
下肢の機能障害により歩行が困難	別室	一般問題 (一般受験者と同じ)	マーク式による解答 (一般受験者と同じ)	1.0 倍 (一般受験者と同じ)	
上記以外の肢体不自由			チェック式による解答 (A 4 判縦) (注 1) マーク式による解答 (一般受験者と同じ)		

(注 1) 「チェック式による解答」とは、A 4 判縦のチェック解答用紙の解答欄の数字をチェックすることにより解答する方法です (21ページ参照)。B 4 版縦へ拡大を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に希望する旨を記入してください。

(注 2) 「代筆による解答」とは、受験者が問題番号と解答を口答で伝え、試験監督員が解答用紙に記入する方法です。解答内容等を記録するために、全ての試験時間において録音を行います。「代筆による解答」を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に希望する旨を記入してください。

(注 3) 「試験室内の試験監督員による援助」とは、試験時間中、試験室内において、試験監督員が「代筆」「ページめくり」「消しゴム使用時の援助」等を行うことを想定しています。**なお、食事や排泄等の介助は行えませんので、あらかじめご了承ください。**

「試験室内の試験監督員による援助」を希望する方は、「①配慮申請書」4 ページの「◆その他の確認及び希望事項等」(2) 欄に、「代筆」「ページめくり」「消しゴム使用時の援助」や、その他希望する援助内容を具体的に記入してください。

(注 4) 「自家用車で来場」または「タクシーで来場」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として乗用車等で来場することが認められるものです。駐車場は試験センターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から建物入口まで距離がある場合や、有料となることがあります。この場合の駐車料金は受験者の自己負担となります。

(注 5) 「車いすを使用して来場し、一般いすに移乗して受験」を希望する方には、移動可能な机といすを試験センターで用意します。

車いすのサイズを「①配慮申請書」3 ページに記入してください。

(注 6) 「車いすを使用して来場し、車いすのまま受験」を希望する方は、床から机 (机上面) までの高さ及び車いすのサイズを「①配慮申請書」3 ページに記入してください。

車いす用の机は、床から机 (机上面) までの高さが以下の範囲で調整可能な机を用意します。

ア. 70～100cmの間で 2 cm 刻み (70cm、72cm、74cm…) で調整が可能な机

イ. 69cm 以下で 2 cm 刻み (69cm、67cm、65cm…) で調整が可能な机

※ 「ア.」で奇数、または「イ.」で偶数の高さを記入した場合は、記入した高さより 1 cm 低く設定した机を用意します。(試験当日、若干の高さの調整は可能です。)

(4) 精神障害、精神疾患等					
受験上の配慮の対象	審査のうえ、認められる受験上の配慮事項				
	試験室	試験問題	解答方法	試験時間	左記以外の事項
精神疾患（不安障害、双極性障害、パニック障害等）のため配慮を必要とする	別室	一般問題（一般受験者と同じ）	マーク式による解答（一般受験者と同じ）	1.0 倍	◆別室（少人数）の設定 ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法（注 1） 〔・自家用車で来場 ・タクシーで来場〕 ◆試験室を 1 階またはエレベーターのある棟に設定（注 2） ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆その他
てんかんのため配慮を必要とする				1.0 倍 1.3 倍 ※発達障害（限局性学習症等）のみ（注 3）	
発達障害のため配慮を必要とする					
高次脳機能障害のため配慮を必要とする				1.0 倍	

（注 1） 「自家用車で来場」または「タクシーで来場」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として乗用車等で来場することが認められるものです。駐車場は試験センターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から建物入口まで距離がある場合や、有料となることがあります。この場合の駐車料金は受験者の自己負担となります。

（注 2） 試験室を 1 階及び低層階に必ずしも設置できるものではありません。

（注 3） 発達障害（限局性学習症等）により、特異的に「読み」、「書き」に障害がある等、試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる方は、試験時間の延長の対象となる場合があります。

※ 障害による「読み」、「書き」等の状況を踏まえ、試験時間延長の必要性に関する意見等を医師が記入した「診断・意見書」を必ず提出してください。ただし、受験上の配慮事項は、希望どおりとならない場合があります。

(5) その他の病弱等、妊娠					
受験上の配慮の対象	審査のうえ、認められる受験上の配慮事項				
	試験室	試験問題	解答方法	試験時間	左記以外の事項
慢性の呼吸器、心臓、腎臓、消化器、肝臓の疾患等により医療・生活制限を継続して必要とする状態	別室	一般問題 (一般受験者と同じ)	マーク式による解答 (一般受験者と同じ)	1.0 倍	◆別室（少人数）の設定 ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法（注 1） 〔・自家用車で来場 〔・タクシーで来場 ◆試験室を 1 階またはエレベーターのある棟に設定（注 2） ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆その他
その他心身上の事情等のため配慮を必要とする					
妊娠のため配慮を必要とする					

（注 1） 「自家用車で来場」または「タクシーで来場」とは、障害等の状況により、公共交通機関の利用が難しい方に限り、試験会場までの交通手段として乗用車等で来場することが認められるものです。駐車場は試験センターが用意しますが、試験会場によっては駐車場から建物入口まで距離がある場合や、有料となることがあります。この場合の駐車料金は受験者の自己負担となります。

（注 2） 試験室を 1 階及び低層階に必ずしも設置できるものではありません。

(6) 障害等の重複
障害等が重複する方は、それぞれの障害等で認められている配慮事項の中から、希望する配慮事項を選択してください。

3 配慮申請に必要な書類

- 障害等の種類や希望する受験上の配慮事項により必要な書類が異なります。
- 次の共通事項を確認し、次ページ以降の(1)～(6)の必要な書類を揃えて提出してください。

【共通事項】

- 「①配慮申請書」の様式について
 - ・希望する配慮事項を全て記入してください。
 - ・配慮申請書に記載がある事項が審査の対象になります。
 - ・「①配慮申請書」2～3ページの「◆障害等の状態(種類)・程度」、「◆受験に際して希望する事項」及び4ページの「◆その他の確認及び希望事項等」も記入してください。
- 診断・意見書(②視覚障害関係、③聴覚障害関係、④肢体不自由関係)について
診断・意見書には、診断名及び現症等を医師に記入してもらうようにしてください。
十分な審査を行うために追加で診断書等の提出を求める場合があります。
- 診断・意見書(⑤精神障害、精神疾患等、その他の病弱等)について
診断・意見書には、「①配慮申請書」を確認のうえ、希望する配慮事項等についての意見を医師に記入してもらうようにしてください。「①配慮申請書」と「⑤診断・意見書」のどちらか一方のみでの記載では審査の対象になりません。
十分な審査を行うために追加で診断・意見書等の提出を求める場合があります。
- 「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」について
上記手帳等をお持ちの方は、希望する受験上の配慮事項に関わらず、写しを提出してください。
「上記手帳等の写し」を提出する場合は、氏名、取得年月日、等級、障害名の記載がある箇所(母子健康手帳の場合は、出産予定日と氏名)をコピーしてください。(コピー用紙は、A4サイズを使用してください。)
- 過去に受験上の配慮を受けて受験したことのある方で、「◆障害等の状態(種類)・程度」及び「◆受験に際して希望する事項」が前回受験時と変更がない場合は、「①配慮申請書」のみを提出してください。
この場合、下記の①②を除いて、原則、医師の「診断・意見書」や「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し」を提出する必要はありません。
 - ① 過去に提出された障害者手帳等(写し)の有効期限が経過している場合
 - ② 試験センターが障害等の状況を確認するため、追加で提出を求める場合
- 次ページ以降の(1)～(6)に掲げる事項以外に、希望する配慮事項、試験室内の環境等または持参したい補助具等がある方は、「①配慮申請書」4ページの「◆その他の確認及び希望事項等」欄に希望する配慮事項を具体的に記入してください。この場合でも(1)～(6)までと同様に、医師の「診断・意見書」を提出する必要があります。

(1) 視覚障害	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
◆点字問題の配付 ◆拡大文字問題の配付 ◆音声問題（CD）の配付 ・音楽CD再生機の持参使用 ・視覚障害者用CD再生機の持参使用 ◆点字による解答 ・つぶしタイプ ・白紙タイプ ◆文字記入式による解答 ◆代筆による解答 ◆試験時間の延長（1.5倍） ◆試験時間の延長（1.3倍） ◆試験室内の試験監督員による援助 ◆その他	① 配慮申請書 + ※提出必須 ※1、2 ② 「診断・意見書」 (視覚障害関係) ※交付されている場合は提出 + 身体障害者 手帳等の写し ※1 試験時間の延長（1.3倍）が必要で、視野に障害のある方は、「視野表」も一緒に提出してください。 ※2 視覚障害の等級が1級の方は、医師の「診断・意見書」の代わりに「身体障害者手帳の写し」を提出してください。
◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆照明器具(卓上型)を試験センターで用意 ◆窓側の明るい座席を指定 ◆直射日光が当たらない座席を指定 ◆拡大鏡の持参使用 ◆拡大読書器の持参使用 ◆補助犬の同伴	① 配慮申請書 + ② 「診断・意見書」 (視覚障害関係) または 身体障害者 手帳等の写し ※「診断・意見書」を提出する方で、身体障害者手帳等を交付されている場合は、「<u>身体障害者手帳等の写し</u>」も提出してください。

(2) 聴覚障害	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
◆手話通訳者の配置 ◆発言事項の文書による伝達 ◆座席を前方に指定 ◆補聴器または人工内耳の装用 ◆補助犬の同伴 ◆その他	① 配慮申請書 + ③ 「診断・意見書」 (聴覚障害関係) または 身体障害者 手帳等の写し ※「診断・意見書」を提出する方で、身体障害者手帳等を交付されている場合は、「<u>身体障害者手帳等の写し</u>」も提出してください。

(3) 肢体不自由	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
◆チェック式による解答 ◆代筆による解答 ◆試験時間の延長（1.3倍） ◆試験室内の試験監督員による援助 ◆その他	※提出必須 ① 配慮申請書 + ④ 「診断・意見書」 (肢体不自由関係) + ※交付されている場合は提出 身体障害者手帳等の写し
◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆車いすを使用して来場 ・一般いすに移乗して受験 ・車いすのまま受験 ◆試験室を1階またはエレベーターのある棟に設定 ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆補助犬の同伴	※「診断・意見書」を提出する方で、身体障害者手帳等を交付されている場合は、「身体障害者手帳等の写し」も提出してください。 ① 配慮申請書 + ④ 「診断・意見書」 (肢体不自由関係) または 身体障害者手帳等の写し

(4) 精神障害、精神疾患等	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
◆試験時間の延長（1.3倍） (発達障害(限局性学習症等)のみ) 発達障害（限局性学習症等）により、<u>試験問題を読むこと、解答用紙に書くことに時間がかかる</u> ※ 「読み」、「書き」に時間がかかる理由、意見、検査結果等を医師が記入した「診断・意見書」を必ず提出してください。 (受験上の配慮事項は、希望どおりとらない場合があります。)	※提出必須 ① 配慮申請書 + ⑤ 「診断・意見書」 (精神障害、精神疾患等、その他の病弱等) ※ ※交付されている場合は提出 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し ※ 「⑤診断・意見書(精神障害、精神疾患等、その他の病弱等)」を医師に記入していただく際には、「①配慮申請書」を医師に確認していただき、「試験時間の延長」についての意見等を記載するよう依頼をしてください。 (上記書類に加え、任意) 参考資料 「配慮決定通知書」等 ※ 他の入学試験等で試験時間延長の配慮を受けたことがある方は、その時の「配慮決定通知書」等の写しを提出してください。
◆別室（少人数）の設定 ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆試験室を1階またはエレベーターのある棟に設定 ◆洋式トイレに近接する試験室に指定	※「診断・意見書」を提出する方で、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等を交付されている場合は、「精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し」も提出してください。 ① 配慮申請書 + ⑤ 「診断・意見書」 (精神障害、精神疾患等、その他の病弱等) ※ または 精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し ※ 精神疾患等、発達障害、高次脳機能障害等により、「⑤診断・意見書（精神障害、精神疾患等、その他の病弱等）」を医師に記入していただく際には、「①配慮申請書」を医師に確認していただき、配慮の内容についての意見等を記載するよう依頼をしてください。

(5) その他の病弱等、妊娠	
希望する受験上の配慮事項	提出書類
【その他の病弱等】 ◆別室(少人数)の設定 ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆試験室を1階またはエレベーターのある棟に設定 ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆その他	※「診断・意見書」を提出する方で、身体障害者手帳等を交付されている場合は、「<u>身体障害者手帳等の写し</u>」も提出してください。 ① 配慮申請書 + ⑤ 「診断・意見書」 (精神障害、 精神疾患等、 その他の病弱等) または 身体障害者 手帳等の写し ※ その他の病弱等により、「⑤診断・意見書（精神障害、精神疾患等、その他の病弱等）」を医師に記入していただく際には、「①配慮申請書」を医師に確認していただき、配慮の内容についての意見等を記載するよう依頼をしてください。
【妊娠】 ◆別室(少人数)の設定 ◆試験室入口までの付添者の同伴 ◆試験会場への来場方法 ・自家用車で来場 ・タクシーで来場 ◆試験室を1階またはエレベーターのある棟に設定 ◆洋式トイレに近接する試験室に指定 ◆その他	① 配慮申請書 + ※ 1、2 母子健康手帳 の写し ※ 1 妊娠している方で「母子健康手帳の写し」を提出する場合は、氏名、出産予定日の記載がある箇所をコピーしてください。（コピー用紙は、A4サイズを使用してください。） ※ 2 配慮申請書類を提出する際に母子健康手帳の交付を受けていない場合は、交付後速やかに、試験センターに送付してください。（提出期限：10月中旬）

(6) 障害等の重複
提出書類
障害等が重複する方は、「①配慮申請書」の2～3ページ各欄の該当する項目をそれぞれ○で囲み、その項目において必要な書類を提出してください。

4 配慮申請書の記載例

◆受験上の配慮を申請する方は、必ずこの「①配慮申請書」を提出してください。

◆「①配慮申請書」の枠内はボールペンで記入してください。
(修正する場合は、修正テープ等を使用して書き直してください。)

(1) 「①配慮申請書」 1 ページ

(様式 1)		記入方法：「障害等のある方の受験上の配慮案内書」13～14ページ参照		#39 センター記入欄Ⅰ 請求No. 1101 受付No.	
※ ホチキスは外さないでください。①障害等のある方の受験上の配慮申請書					
下記により、受験上の配慮を希望したいので申請します。 公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長 様				作成日： 令和 8 年 9 月 1 日	
受験申込者氏名 (フリガナ) フク シ マナブ 福祉 学			① 記入者名 (受験申込者本人以外が記入する場合) (フリガナ) フク シ ハナ コ 福祉 花子		
住 所 〒 123-4567 ○○県○○市○○町1-2-3 ○○マンション101			生 年 月 日 □昭和 ☒ 平成 13 年 12 月 1 日		性 別 ☒ 男・女
② 受験申込者連絡先 (配慮の内容について確認するため、電話、メール等で連絡することがあります。)					
電話番号 ☒ 自宅/□勤務先等 (携帯番号以外)		携帯電話 090 (○○○○) ×××× △△△ (×××) 1234		FAX 番号 ☒ 自宅/□勤務先等 △△△ (×××) 1235	
メールアドレス 普段使用しているメールアドレスを記入してください。※特に、聴覚に障害がある方はご記入をお願いします。 ○○○○○○○○ @ △△△.jp					
代理人連絡先 (障害等のため、試験センターから連絡する際に代理人への連絡を希望する場合にご記入ください。)					
代理人氏名 (フリガナ) フク シ ハナ コ 福祉 花子		電話番号 △△△ (×××) 1234		☒ 携帯/□勤務先等	
メールアドレス ○○○○○○○○ @ △△△.jp					
③ 受験する試験種類にチェック☑してください。		受験申込書にチェックした希望試験地		④ (受験する試験種類が介護福祉士を含む場合のみ記入) 受験予定パートを字エッジでしてください。 (配慮案内書 14 ページ④参照)	
☒ 介護福祉士 ☐ 社会福祉士 ☐ 精神保健福祉士		→ 東京 (都・道・府・県)		☒ 全パート受験 □ 不合格パートのみ受験	
過去に、「受験上の配慮を受けて受験した」ことの有無を選んでください。 「あり」を○で囲んだ場合、 <u>受験上の配慮を受けて受験した直近の試験回を記入し、試験種類にチェック☑してください。</u>					
⑤ ☒ あり ☐ なし		受験上の配慮を受けて受験した直近の試験回： 第 38 回 ☒ 介護福祉士 □社会福祉士 □精神保健福祉士 直近の試験回と今回で氏名が異なる場合の旧姓：			
⑥ 配慮を希望する要因となる現在の障害名・病名を記入してください。					
障害名・病名		○○○○○○○○			
⇒ 2～4 ページも記入すること					
センター記入欄Ⅱ					
A		B		受験予定パート	
新規 過変有 ・ 過変無		視 ・ 聴 ・ 肢 精 ・ 他 ・ 妊		A ・ B ・ C	

① 受験申込者本人以外が配慮申請書を記入する場合、記入する方が署名してください。

② 携帯電話、自宅・勤務先等の電話番号（代理人連絡先含む）は、試験センターで配慮申請書類を確認する際、配慮申請書類の不備に関する補正の照会や、配慮の内容について確認したい場合に連絡することがありますので、平日の日中に対応可能な電話番号を記入してください。

メールアドレス（代理人連絡先含む）についても同様に連絡することがありますので、普段使用しているメールアドレスを記入してください。

③ 受験申し込みする試験種類に全てチェックし、試験種類の右の欄に受験申込書にチェックした希望試験地を記入してください。

④ 介護福祉士を受験する場合で、第38回試験を受験した方は、受験申し込み時に選択した受験予定パートにチェックしてください。初めて受験する方、第37回以前の試験を受験した方、社会福祉士・精神保健福祉士を受験する方はチェックする必要はありません。

⑤ 過去に配慮受験をしたことの有無を○で囲んでください。
「あり」を○で囲んだ場合、直近で配慮受験をした試験回を記入し、試験種類にチェックしてください。

※ 過去に受験上の配慮を受けて受験した時と、希望する配慮事項の内容に変更がない場合は、この「①配慮申請書」のみを提出してください。
下記の（１）（２）を除いて、原則、医師の「診断・意見書」や「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し」を提出する必要はありません。

（１）過去に提出された障害者手帳等（写し）の有効期限が経過している場合

（２）試験センターが障害等の状況を確認するため、追加で提出を求める場合

⑥ 妊娠している方は、「妊娠」と記入してください。

(2)「①配慮申請書」 2 ページ

(様式 1)

記入方法：「障害等のある方の受験上の配慮案内書」15～16ページ参照

#39 センター記入欄 I

請求No.

【視覚障害】

◆ 障害等の状態・程度 該当する項目の「該当する」の文字を○で囲んでください。

視 覚 障 害			
ア ①全盲 ②点字による解答を希望	イ 左記ア以外の強度の弱視で、次のいずれかに該当する		ウ 左記ア、イ以外の視覚障害
	①両眼の矯正視力がおおむね0.3未満で、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難	②視力以外の視機能障害が高度であり、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難	
該当する	該当する	該当する	該当する

◆ 受験に際して希望する事項 希望する項目の「希望する」等の文字を○で囲んでください。

視 覚 障 害									
点字問題の配付	拡大文字問題の配付 (A3判縦)	① 音声問題の併用 (C Dの配付)		② 点字による解答		文字記入式による解答 (A4判横)	試験時間の延長 (1.5倍)	試験時間の延長 (1.3倍)	
		音楽C D再生機の持参使用	視覚障害者用C D再生機の持参使用	つぶしタイプ	白紙タイプ				
希望する	希望する	希望する	希望する (機種：)	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	
		持参する機器の種類に○を囲む 【イヤホン・ヘッドホン】		持参する点字器の種類に○を囲む 【点字器・点字タイプライター】					
1	2	3	4	5	6	7	8	9	
視 覚 障 害									
照明器具 (卓上型) を試験センターで用意	窓側の明るい座席を指定	直射日光が当たらない座席を指定	拡大鏡の持参使用	③ 拡大読書器の持参使用	試験室内の試験監督員による援助	試験室入口までの付添者の同伴	試験会場への来場方法		補助犬の同伴
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する 持参する種類に○を囲む 【テーブル型・携帯型】	希望する この書類の4ページ (2) も必ず記入	希望する	自家用車で来場 この書類の3ページ※2 も必ず記入	タクシーで来場	公共交通機関で来場
10	11	12	13	14	24	25	26	27	30

【聴覚障害】

◆ 障害等の状態・程度 該当する項目の「該当する」の文字を○で囲んでください。

聴 覚 障 害			
重度難聴	高度難聴	軽度・中度難聴	左記以外に聴覚に関する配慮を必要とする
・全く聞こえない	・大きな声でも聞こえにくい ・日常の会話が聞こえない	・小さな音は聞こえにくい ・日常の会話が聞こえにくい	
該当する	該当する	該当する	該当する

◆ 受験に際して希望する事項 該当する項目の「希望する」等の文字を○で囲んでください。

聴 覚 障 害				
手話通訳者の配置	発言事項の文書による伝達	④ 座席を前方に指定		補聴器または人工内耳の装用 ※通信機能は試験時使用不可
		希望する ○を囲む 【左前方・右前方・どちらでも可】		希望する
希望する	希望する			希望する
15	16	17		30

「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由」、「精神障害、精神疾患等」、「その他の病弱等、妊娠」の障害別の項目から、ご自身の該当する「◆障害等の状態（種類）・程度」、「◆受験に際して希望する事項」について、「該当する」、「希望する」等の文字を○で囲んで、必要事項を記入してください。

※ 希望する配慮事項に応じて、医師の「診断・意見書」、「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、母子健康手帳等の写し」をご提出ください（9～12ページ参照）。

※ 医師の「診断・意見書」を提出する方で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等を交付されている場合は、これらの「上記手帳等の写し」もご提出ください。

①

「音声問題の併用（CDの配付）」を希望する方は、「音声CD再生機の持参使用」、「視覚障害者用CD再生機の持参使用」のどちらかに○を囲んでください。また、「視覚障害者用CD再生機の持参使用」を希望した方は、持参する再生機の機種※を記入してください。そして、持参する「イヤホン」、「ヘッドホン」を○で囲んでください。

※ 使用が認められる再生機の機種はPTN1、PTN2、PTN3、PTR1、PTR2、PTR3、PTP1（すべてシナノケンシ製）です。

②

「点字による解答」を希望する方は、「つぶしタイプ」または「白紙タイプ」のどちらかに○を囲んだうえで、「点字器」、「点字タイプライター」のどちらの種類を持参するか○で囲んでください。

③

「拡大読書器の持参使用」を希望する方は、「テーブル型」、「携帯型」のどちらの種類を持参するか○で囲んでください。

④

「座席を前方に指定」を希望する方は、「左前方」、「右前方」、「どちらでも可」のいずれかを○で囲んでください。

(3) 「①配慮申請書」 3 ページ

(様式 1)

記入方法：「障害等のある方の受験上の配慮案内書」17～18ページ参照

#39 センター記入欄 I

請求No.

【肢体不自由】

◆ 障害等の状態・程度 該当する項目の「該当する」の文字を○で囲んでください。

肢 体 不 自 由			
体幹の機能障害により 座位を保つことが困難	上肢の機能障害により 筆記が困難	下肢の機能障害により 歩行が困難	左記以外の 肢体不自由
該当する	該当する	該当する	該当する

◆ 受験に際して希望する事項 該当する項目の「希望する」等の文字を○で囲んでください。

肢 体 不 自 由											
試験時間 の延長 (1.3 倍)	チェッ ク式 による 解答 (A4判縦)	車いすを使用して来場		試験室内の 試験監督員 による援助	試験室入 口までの 付添者の 同伴	⑥ 試験会場への来場方法			試験室を1階 またはエレ ベーターのあ る棟に設定	洋式トイレに 近 接 する 試 験室に指定	補助犬 の同伴
		一般いすに 移乗して受験	車いすのまま 受験			希望する	希望する	希望する			
希望する	希望する	希望する ↓ このページ※1 も必ず記入	希望する ↓ このページ※1 も必ず記入	希望する ↓ この書類の 4ページ(2) も必ず記入	希望する	⑥ ⑦ 希望する ↓					

【精神障害、精神疾患等】

◆ 障害等の種類・程度 該当する項目の「該当する」の文字を○で囲んでください。

精神疾患等		発達障害	高次脳機能障害
精神疾患（不安障害、 双極性障害、パニック 障害等）のため配慮を 必要とする	てんかんのため配慮を 必要とする	発達障害のため配慮 を必要とする	高次脳機能障害のため 配慮を必要とする
該当する	該当する	該当する	該当する

◆ 受験に際して希望する事項 該当する項目の「希望する」等の文字を○で囲んでください。

精神疾患等、発達障害、高次脳機能障害						
別室（少 人数）の 設定	試験室入 口までの 付添者の 同伴	試験会場への来場方法		試験室を1 階またはエレ ベーターのあ る棟に設定	洋式トイレに 近接する試 験室に指定	試験時間 の延長 (1.3 倍)
		希望する	希望する			
希望する	希望する	希望する ※2 ○を囲む 運転者 【本人・その他】	希望する タクシーで 来場	希望する 公共交通 機関で来場	希望する	希望する ※発達障害 のみ (配慮案内書 7ページ注3 参照)
22	25	26	27	—	28	29

【その他の病弱等、妊娠】

◆ 障害等の種類・程度 該当する項目の「該当する」の文字を○で囲んでください。

その他の病弱等		妊 娠
慢性の呼吸器、心臓、腎臓、消化器、 肝臓の疾患等により医療・生活制 限を継続して必要とする状態	左記以外の 心身上の事 情等	該当する 出産予定日：(月 日) ※母子健康手帳の写しを必ず提出すること 母子健康手帳の交付を受けていない場合 の交付後の提出期限：10月中旬
該当する	該当する	

◆ 受験に際して希望する事項 該当する項目の「希望する」等の文字を○で囲んでください。

その他の病弱等、妊娠					
別室（少 人数）の 設定	試験室入 口までの 付添者の 同伴	試験会場への来場方法			試験室を1 階またはエレ ベーターのあ る棟に設定
		希望する	希望する	希望する	
希望する	希望する	希望する ※2 ○を囲む 運転者 【本人・その他】	希望する タクシーで 来場	希望する 公共交通 機関で来場	希望する
22	25	26	27	—	28

※1「車いすを使用して来場」を希望する方は、
以下の情報をご記入ください。
(配慮案内書 18ページ参照)

①車いすのサイズ
(全幅：70 cm)
(全長：100 cm)

②床から机（机上面）
までの高さ
ア. 70～100cmは70, 72, 74cm…
イ. 69cm以下は69, 67, 65cm…
(高さ： cm)

③当日、使用する車いすに○を囲む
【 電動車いす ・ 手動車いす 】

※2「自家用車で来場」を希望する方は、
車種等をご記入ください。

①メーカー・車種

②色

③ナンバー

例：品川

例：123(12A)

例：さ

例：12-34

⑤

〈車いすを使用して来場し、一般いすに移乗して受験を希望する方〉

移動可能な机といすを試験センターで用意します。

「①車いすのサイズ」を記入してください。

〈車いすを使用して来場し、車いすのまま受験を希望する方〉

「①車いすのサイズ」及び「②床から机（机上面）までの高さ」を記入してください。

車いす用の机は、床から机(机上面)までの高さが以下の範囲で調整可能な机を用意します。

ア. 70～100cmの間で 2 cm刻み(70cm、72cm、74cm…)で調整が可能な机

イ. 69cm以下で 2 cm刻み(69cm、67cm、65cm…)で調整が可能な机

※ 「ア.」で奇数、または「イ.」で偶数の高さを記入した場合は、記入した高さより 1 cm低く設定した机を用意します。(試験当日、若干の高さの調整は可能です。)

⑥

「自家用車で来場」を希望する方は、「本人」、「その他」のいずれかを○で囲んでください。

⑦

自家用車で来場を希望する方は、車種等を記入してください。

(4) 「①配慮申請書」 4 ページ

(様式 1)

記入方法：「障害等のある方の受験上の配慮案内書」19～20ページ参照

#39 センター記入欄Ⅰ

請求No.

◆ その他の確認及び希望事項等（配慮案内書 19～20ページ参照）

(1). 障害等による症状及び日常生活の状況等（コミュニケーション手段等）を記入してください。また、試験当日に対応してほしいことがある方は、その内容を記入してください。

8

- ・体にマヒがあって長時間同じ姿勢を維持できないので、試験時間中にストレッチ出来ると嬉しいです。
- ・車いすで生活しており、鉛筆などを落とした時にすぐ拾えないので手伝ってほしいです。

(2)-1. 上記（1）を踏まえて、「①配慮申請書」2～3ページの「◆受験に際して希望する事項」に示された項目以外に希望する配慮事項、または、希望する試験室内の環境などがある方は、希望する内容を具体的に記入してください。

(2)-2. 「①配慮申請書」2～3ページの「◆受験に際して希望する事項」の「試験室内の試験監督員による援助」を希望する方は、希望する援助の内容を具体的に記入してください。ただし、食事や排泄等の介助は行えません。

これらを希望する場合、医師の「診断・意見書」を提出する必要があります。（希望する内容が過去に受験上の配慮を受けて受験した直近の試験回と変わらない場合は、医師の「診断・意見書」の提出は不要です。）

9

- ・上肢にマヒがあるので、消しゴム使用時の援助を希望します。
- ・過呼吸を起こした時に、外に出やすい出入口付近の座席を希望します。

※以下は該当者のみ記入してください。

(3). 持参したい補助具があれば、記入してください。

10

センター記入欄Ⅲ

③① 代	③② ペ	③③ 消	③④ 個	③⑤ 高	③⑥ ふ	③⑦ U		
C							D	E
F								

⑧

(1) ①障害等の症状及び日常生活における状況等（コミュニケーション手段等）を記入してください。

②受験の際に、対応してほしいことを記入してください。

※ 試験監督員等とのコミュニケーション方法、注意して欲しいこと、対応して欲しいことを検討するために利用します。

⑨

(2)ー1

上記（1）より、「◆受験に際して希望する事項」に示された配慮事項以外に希望する配慮事項、または、試験室内の環境などがある場合には、希望する内容を具体的に記入してください。

(2)ー2

「①配慮申請書」2～3ページの「◆受験に際して希望する事項」の「試験室内の試験監督員による援助」（代筆、ページめくり、消しゴム使用時の援助など）を希望する方は、希望する援助の内容を具体的に記入してください。なお、食事・排泄等の介助は行えませんので、あらかじめご了承ください。

※ これらを希望する場合、医師の「診断・意見書」を提出する必要があります。（希望する内容が過去に受験上の配慮を受けて受験した直近の試験回と変わらない場合は、医師の「診断・意見書」の提出は不要です。）

※ 受験に際して希望する事項を審査し、決定された内容について試験監督員等に周知するために利用します。

⑩

(3) 定規、杖等、受験する上で持参したい補助具があれば、記入してください。

※ 受験時に使用する所定の持ち物以外の補助具を審査し、認められた補助具について試験監督員等に周知するために利用します。

5 解答用紙のサンプル

※ 今後変更する可能性があります。

(1) 文字解答用紙（A 4 判横）のサンプル

※ 文字の大きさ、枠の大きさは、実物と同じです。

問 題 番 号	解 答 記 入 欄	問 題 番 号	解 答 記 入 欄
1	4	9	
2	3	10	

解答の数字を記入

(2) チェック解答用紙（A 4 判縦）のサンプル

※ 文字の大きさ、枠の大きさは、実物と同じです。

問 題 番 号	解 答 欄				
	①	②	③	④	⑤
1	1	2	✓	4	5
2	1	✓	3	4	5
3	1	2	3	4	5

解答欄に✓ 点でチェックする

(3) 一般解答用紙（マークシート）（A 4 判縦）のサンプル

※ 文字の大きさ、枠の大きさは、実物と同じです。

問題番号	解 答 欄				
問題 1	①	●	③	④	⑤
問題 2	①	②	③	④	●
問題 3	①	②	③	④	⑤
問題 4	①	②	③	④	⑤
問題 5	①	②	③	④	⑤
問題 6	①	②	③	④	⑤
問題 7	①	②	③	④	⑤
問題 8	①	②	③	④	⑤

障害等のある方の受験上の配慮案内書 (以下、配慮案内書)のご案内

◆以下のいずれかに該当する方

【対象者】

- ・インターネットによる受験申し込み時に配慮申請をされなかった方(受験申込受付完了後のマイページ内「**配慮の希望申請**」欄の項目「**配慮希望の有無**」に「**無**」が表示されている。配慮申請をせずに受験申込をした方)

※「**有**」が表示されている方は、配慮案内書の**請求はできません**。

配慮の希望申請 ▲	
配慮希望の有無	無
配慮希望内容の確認	

- ・インターネットによる受験申し込みができず、「受験の手引」請求時に配慮案内書の請求をされなかった方
- ・学校の教員等による代理請求を行う場合

専用 URL より配慮申請書の請求手続きを行ってください。

★ 重要 ★

※配慮案内書を請求後、配慮申請を**しない場合**は、**受験申込受付期間内**に同封のはがき、FAX または電話で、配慮申請をしないことを**必ずご連絡ください**。

※「①配慮申請書」を介護福祉士国家試験の受験申し込みの際に提出していれば、社会福祉士国家試験・精神保健福祉士国家試験を併せて受験する場合に、再度の提出は不要です。

【配慮案内書 請求窓口】

配慮案内書の請求は下記の「こちら」からアクセスしてください。

⇒ [「こちら」](#)